

烏帽子の起源と展開

佐多芳彦

はじめに

烏帽子とは何か。近年、中世の武家儀礼に関心を持っている。特に衣服と儀礼観について何を読み取ることができると考えるが、中世の武家服制研究の立場で意外な盲点は冠帽具ではないだろうか。かつて自著に直垂の成立について述べたことがあった。⁽¹⁾ 主題はあくまでも直垂であつて言及が不十分であつた。今回は武士の烏帽子、特に折烏帽子がどのような発展を遂げたのか、背景に何があるのかをさぐるためにその起源と庶民・武士への広がりについて考えたい。紙幅に限りもあり、多分に研究ノートや研究余録の体裁をとらざるを得ないのだがご寛恕を賜りたい。⁽²⁾

日本の前近代社会では成人男性の証として冠帽具をかぶらなければならなかつた。朝廷貴族社会は近世の最後まで成人男性が頭頂部を人目にさらすことを恥としたことへの対応策として関連付けられた。実際に文献・絵画史料を問わず、成人男性は何らかの冠帽具をかぶつて描かれているし、冠や烏帽子が人前で脱げてしまったとき、これを恥とした話は枚挙にいとまがない。烏帽子は当時の人々にとって非常に重要な服飾品であつたことがわかる。しかし、烏帽子は、朝廷貴族社会から身分を越えて庶民層や幕府武家社会まで、そ

の使用者は極めて広範である。では、なぜ中世の人々は烏帽子を使用したのか。小田雄三氏は「烏帽子を被る身分についてみると、それは成人式という通過儀礼Ⅱ元服によって取得される中世社会における人間の基本型であり、法的な権利と義務を具備するものといえよう。この基本身分としての社会的標識として烏帽子や髻は機能していたのである」とする⁽³⁾。一方、成人男性はなぜ烏帽子を被るのかという基本的な問いに明解なこたえを導き出したのは黒田日出男氏であった⁽³⁾。黒田氏は、烏帽子とその使用者の関係性において、中世の人々の髪型・被り物を可視的身分標識として注目し、人々を「童」「人」「僧侶」「非人」に分類された。小児は誕生後の幾種類かの髪型の変遷を経て髻を結び、烏帽子を着用すること成人すなわち「人」となる、とする。成人するということは社会から「人」として認識されること、と言い換えられようか。成人が頭頂部を人目にさらすのが恥ずかしいから烏帽子や冠を使う、というだけではなく、少なくとも中世社会においては「人」（成人）たる者と社会との関係性を示す標・験であるとして理解できようか。

衣服の形状・被服構成等はずからその衣服を用いる服装において、組み合わせる他の衣服や装身具が同時に変化していく。決して衣服が単体で変化することはない。やはり衣服は服装という組み合わせの中ではじめて色々な意味を見出せるのだらう。烏帽子も同様で、とりわけ武士たちの世界に触れて劇的に変化していく。烏帽子も武士の服装の変化と密接に関わり合いを持つとみられるので衣服と関連付けて服制の一環として考える方が適切だろう。

以上のような考え方で、烏帽子について考察を深めていきたい。まずは前・後編からなる前編として烏帽子の起源を考え、さらにどのように日本の古代社会に広がっていったのかを検討する。

一 烏帽子の起源

烏帽子の起源について先行研究は何を明らかにし、どのように述べているだろうか。元来、烏帽子に関する専論としては以下が著名だと思う。

小田雄三「烏帽子小考」(『近世風俗図譜』第十二巻 小学館、一九八三)

山口耕一「所謂中世遺跡出土の烏帽子について 烏帽子雑考」(『研究紀要』一 二七五―二九三、一九九二)

広川二郎「服飾と中世社会―武士と烏帽子」(『絵巻に中世を読む』吉川弘文館、一九九五)

三好夏希「中世期における烏帽子の作法―絵巻を中心に」(『橘史学』一八 二一―四十三、二〇〇三)

いずれも古代末期にあたる院政期ころから中世末期の戦国期ころまでを対象の時代としており、烏帽子の起源には触れない。また先行研究の興味は、小田・広川・三好各氏の関心は烏帽子の使用者の身分や使われ方など、社会史な理解にあるようだ。なかでも広川氏は武士の制度史の中に烏帽子を位置づけようとしており成果をおさめている。山口氏は出土した遺物としての立烏帽子に注目し、詳細に観察しており、その仕様を明らかにしたことはとても意義深い(後述)。

前掲の先行研究に多くの導きを得たが烏帽子の起源については言及されていない。事典・事典類をみてみると、二点の興味ある記述がみられた。一点目、高田俊男氏は「日本大百科全書(ニッポニカ)」の「烏帽

子」で次のように述べている。

古代以来の男性の冠物（かぶりもの）の一種。字義は黒塗りの帽子ということ。天武天皇十一年（六八二）に漆紗冠、十三年に圭冠（はしばこうぶり）の制定があり、前者が平安時代の冠（かんむり）となり、後者が烏帽子になったといわれている。

二点目、同内容の記述は「ブリタニカ国際大百科事典 小項目版」の「烏帽子」にもある（無記名）。

日本の伝統的な男性用かぶりもの一種。烏色（くろいろ）のかぶりもの意味で、中国唐代（七世紀）の烏沙（うしゃ）帽に由来。天武十二（六八三）年にかぶりものに関する官制がしかれ、その際に圭冠ができたが、これが変化して烏帽子となり、平安時代以降、身分に関係なく日常的に着用された。

こちらのほうは小論と直接に関係ある烏帽子の起源について触れている。特に前者中の「天武十一年に漆紗冠、同十二年（十三年の誤記か）に圭冠の制がしかれ、前者が冠に、後者が烏帽子となった」という内容は見逃せない。これは『日本書紀』の天武年間の記事で、被服字や有職故実などでは既知の衣服史・服飾史関連記事による見解とみられる。ただ、辞典の項目なので多くの字数をかけられるわけでもないもので、どのような考察によりこの結論にいたったかはもう少し詳しく述べる必要がある。「古事類苑」に引載されている文献類や「新訂増補故実叢書」などに納められている文献類でも烏帽子の起源について同様の指摘がされ、その根拠とされてきたのはおそらく近世の有職家・伊勢貞丈の生前の談話を書き留めた『貞丈雑記』『烏帽子』

の記述であろう。分量も多く、また貞丈の見解をよく伝えている。編著者・成立年代不明の『装束集成』では烏帽子の成立には触れていないし、明治二十六年（一八九三）成立の田中尚房により著されたわが国初の服飾研究書『歴世服飾考』では前掲貞丈の節を踏襲して述べられ特に新知見もない。先行研究は烏帽子の種別・呼称などに関心が向いていて、その起源にまでは言及しないのである。

さて、話を元に戻して、先行研究が明らかにした烏帽子の起源「天武十一年に漆紗冠、同十二年に圭冠の制」について述べる。『日本書紀』天武天皇十三年（六八四）閏四月丙戌（五日）条をみてみたい。⁵ 次のようなものである。

閏四月壬午朔。（中略）又詔曰。男女、並衣服者。有襪無襪。及結紐。長紐。任意服之。其会集之日。著襪衣而著長紐。唯男子者有圭冠。冠而著括緒褱。女年三十以上。髮之結不結。及乘馬縦横。並任意也。別巫・祝之類不在結髮之例。

この記事は、特に前半部分を理解するのに多少の補足が必要となる。この詔を発した天武天皇の在位期は日本の古代国家史において画期にあたる奈良時代の直前の時期で、六七二（天武元）年、壬申の乱がおき、大海人皇子は大友皇子側をしりぞけて天武天皇として即位した。当時、先進国であった唐や新羅は律令制を政治の基本におく古代国家であったが、天武天皇はこの律令制の導入に積極的にあたった。天皇を中心とする中央集権国家の実現のために、いわゆる君主権を確立し氏族制度を解体しつつ律令制度を実行するために欠かせない官僚制度をとりこんでいった。朝廷の人々の衣服に関しても官僚制度の基盤である朝廷内の序列「位階制度」の整備・制定は広く知られる。とりわけ天武朝（六七三―六八六）の朝廷服制に関する記事は

重要なものばかりで、この時期に古代から近世に至る朝廷貴族社会の服制の大枠が決まったといっても過言ではない。

これよりさかのぼる『日本書紀』推古天皇十一年（六〇三）十二月壬申（五日）条で（「新訂増補国史大系」）

始行冠位。大徳。小徳。大仁。小仁。大礼。小礼。

大信。小信。大義。小義。大智。小智。并十二階。

並以当色絶縫之。頂撮総如囊。而著縁焉。唯元日著髻華（髻華、此云于孺。）

とあるように、日本初の服制が定められる。袋状の冠帽具の頭にかぶせる縁にあたる部分に各位ごとの色で刺繍を施して序列を示す、いわゆる「冠位制度」である。女性は元日に限り髻華（うず）とよばれる髪飾りをつけたとして、男子・女子ともに正装もしくは礼装の規定であったことがうかがわれる（図1）。

整理をして示すと以下の順番と内容の記事が続き、そこで烏帽子の起源と考えられている「圭冠」について言及される。

①天武十一年三月二十八日「辛酉。詔曰。親王以下、百寮諸人。自今已後。位冠及畢。褶。脛裳莫著。亦膳夫。采女等之等之手纒。肩巾、（肩巾、此云比例。）並莫服。」推古天皇十一年に定められた冠位制度が廃止され、これにともなう冠帽具・衣服が停止された。これを節目として新たな朝廷内の身分序列の準備が五月雨式に定まっていく。

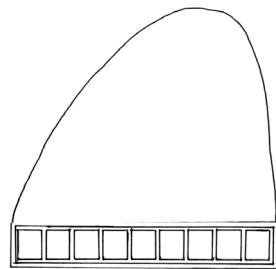


図1 大阪府阿武山古墳出土の冠状遺物の繊維痕復元図
本古墳は白鳳期の藤原鎌足が被葬者といわれている。それが事実なら、推古朝以来朝廷で行われていた冠位制度における冠帽具を示しているとするのが通説。そしてこれを「圭冠」ともする。

②同年四月二十三日「乙酉。詔曰。自今以後。男女悉結髮。十二月三十日以前結訖之。唯結髮之日。亦待勅旨。婦女乘馬如男夫。其起于是日也。」男女の結髪が義務付けられる。朝廷に属性を持つ人々の髪型が制定される。これは皇族・貴族から庶民にいたるまでという広い意味であった可能性がある。

③同年六月六日「男夫始之結髪、仍著漆紗冠」 男子は結髪で漆紗冠を用いることが決まった。

④前述 天武天皇十三年閏四月丙戌（五日）条

天武天皇十四年（六八五）正月丁卯（二十一日）には冠位制度に代わる官僚制の基盤となる十二階（四十八階）からなる最初の位階制度が定められ、さらに同七月庚午（二十六日）には朱華・深紫・浅紫・深緑・浅緑・深蒲萄・浅蒲萄からなる位色が定められた。この過程を検討すると、①②で朝廷に属性を持つ人々のおそらく公私を超えた基本的な髪型が示された。③で同じく朝廷に属性をもち、官僚としての役割を果たす、男子（成人）の公的な姿の象徴ともいえる漆紗冠が義務付けられ、そして④では③の延長として朝廷に属性を持つ者、官僚である者の衣服は「欄があってもなくても、紐を結んでも長い紐でも、意に任せて身につけよ。」とする。朝廷貴族社会に属性をもつ男子の身なりを定義しているのだが、中国風の衣服であった袍や襖といわれる衣服のような様式の服を着るよう、紐を締め、その丈は長くてもいいとする。⁶⁾この部分では朝廷貴族社会の官僚制度に組み込まれている位階を持つような者の日常生活における衣服を規定している。言い換えると、「元来、朝廷貴族社会に属性を持つ者は盤領の有欄無欄の服を着なさい」という意味と理解できる。続いて衣服の既定として公的な場に行く日（「会集」人々の集まる場、公的な場）は欄のついた盤領の服をきて、かならず紐を結べ、とする。この部分は「男女、並衣服者。有欄無欄。及結紐。長紐。任意服之。」の補足・追加事項のような書き方である。衣服の話はここでいったん終わり「朝廷貴族社会に属性を持つ者たる男子は圭冠を用いる」ということが記される。

圭冠は朝廷貴族社会に属性を持つ者にとって「有欄無欄」の盤領の衣服と同様に自らの属性を示すとともに、公的ではない日常の場面で用いるものと規定されたのである。こうした経緯で圭冠は朝廷貴族社会に帰属する者にとって日常の場で使うという点が、烏帽子が圭冠を起源とする根拠であると理解する。こうして誕生した圭冠が烏帽子として通用していくのが奈良・平安時代なのだろうが、続いて烏帽子の広がりを中心に検討する。

二 烏帽子の広がり

烏帽子の起源をうけて、本章では、本当に古代から中世初期の庶民層のすべてが烏帽子を使っていたのであろうか、という点を考えたい。本当に日本の津々浦々まで烏帽子は広がっていったものであろうか。風俗史・有職故実の参考書や入門書など、庶民の烏帽子使用についてごく常識のように書いている。たしかに14世紀以前の各種の絵巻物では庶民が烏帽子を使用している。使用範囲は広く、都の人々、地方の農民、獵師、あらゆる人々が極めて広範に烏帽子を使用している。絵巻物に描かれた世界はその多くが都で作られているといわれる。であるとすれば、描かれている画面上の絵画世界の基本は都であり、都会なのではないか。描かれている風俗もその土地特有のものを描きつつも、やはり都のものではないだろうか。地方を描いているように見えても、実はそうではなく、すべて都（都市部）の事象なのではないか。絵巻物などの製作者・製作依頼者はともに都の人々なのではないか。一方、庶民の烏帽子の使用についての疑問は絵画史料を見ているなかで、貴族たちの使っていた烏帽子と武士たちの烏帽子、そして庶民の烏帽子は、すべて同じ烏帽子なのか、と思う。そもそも烏帽子は地方においても簡単に入手できるものであったのか、貧しい人

でも簡単に入手して使用できたのであろうか。「成人男性は頭頂部をさらしてはならない」という習俗を日本中で共有していたとして、実際は烏帽子もしくは烏帽子様の頭巾など、形状や色彩は似ているがいろいろなものが存在していたのではないだろうかと思う。

では、いつ烏帽子が庶民層にまで広がっていったのか。元来、朝廷貴族社会の冠帽具がどのような経緯で庶民層にまで普及するのか。

烏帽子を庶民層に広げていったのは、国司なのではないか。前掲黒田（一九八六）のいう成人して烏帽子をかぶることが「人」として認識されるという見解は非常に重要である。烏帽子は冠帽具を被らない露頂の状態を人に見せることは恥ずかしいこと、とする見解にばかり注目してしまいがちだが、その実は成人になるということなのではないであらうか。朝廷貴族社会においては元服、すなわち成人することは婚姻が可能になることをはじめ、家督の相続や屋敷地の相続など、成人になる当事者と社会との関係において多くの権利の獲得を意味するが、朝廷から与えられた土地からの田租を納める義務が発生する。一方の庶民層はどうであらうか。規模の大小こそあれ、父祖の田地を相続するといった権利の獲得がある。そしてさらに言えば、祖・調・庸・雑徭といった国家の租税を納める義務が課される。租税のうちでも調庸や力役、兵役などの際に二十一〜六十歳の正丁や正丁に至る前の少丁（十七〜二十歳）の情報を戸籍・計帳などに蓄積していくことになる。国司の職務については『令義解』などに詳しいが、神社、戸口、簿帳、百姓の字養や勸農（農桑）、貢奉・孝義・田宅・良賤・訴訟・租調・倉廩・徭役・兵士・器仗・鼓吹・郵駅・伝馬・烽候・城牧、寺・僧尼の名籍をつかさどるなど極めて広範といえる。租税の貢納や計帳の更新などに対応しなくては徴税にたどり着かない。戸籍・計帳などを作製・修正し、徴税をおこなうために、あるいは軍団の兵士などを徴用するためには住人の性別・年齢を把握しなくてはならない。そこで存在と居住地、班田と結びつけら

れた者に、正丁、正丁に達する少丁など、視覚指標として烏帽子を与えるようなことがあったのではないだろうか。国司の職務の詳細は上記の通りだが、もしかすると結髪もこうした意味合いを持っていたのかも知れない。こうしたある種の「強制的」なプロセスが想定できない限り、烏帽子の庶民への広範な広がりは達成できないのではないか。しかし、大化の改新直後や初期の国司は国造・郡司の勢力の後退との調整や諸国の田租管理権を有しておらず、白鳳期の衣服に関する詔などは容易に受け入れられるものではなかっただろう。また、田租をはじめとする租税全般にわたって、人々に貢納の義務や仕組みなどを承服させ服従させるのは容易ではなかったであろう。国司がこうした貢納関連の権力まで得ることができ、最大限の権力行使が可能となるのは『大宝律令』『養老律令』の制定前後であろうから、庶民層の烏帽子の成立は国司の職務の完成と同期しているのではないであろうか。国司の変化に関する先行研究は、吉村茂樹「国司制度崩壊に関する研究」（東京大唄出版会、一九五七）、喜田貞吉「国司制の変遷」（喜田貞吉著作集）三 平凡社、一九八二）、黛弘道「国司制の成立」（律令国家成立史の研究）吉川弘文館、一九八二）など非常に厚い。なかでも吉村（一九五七）では国司の職務について、烏帽子の広がりを考えるうえで非常に重要な示唆を得ることができる記述がある（二十五頁 吉村 一九五七）。

律令法が地方官の職務に於て最も重しとされた一つは人民をして農業に精勤せしめ、以て租・庸・調の負担を全うせしめる事であった。

つまり国司は律令国家の人々・庶民層に農業に専心させ、確実な貢納を得るために指導をしていたことになる。当時の律令制の励行や浸透のなかでは、烏帽子のような些末な事象が目立つことはないであろうが、

烏帽子が正丁を確定する国司の責務の一部であったことは想像にかたくない。また、吉村氏は国司が国家の意志を任国に行使することを「教化」と呼び、その内容について（十六頁 吉村 一九五七）

自然人民に対して権利を与へて之を保護するというよりも、むしろ之に義務を負はしめることがその第一主義となった。

国司の任国における職務の遂行の上で烏帽子に使用が位置づけられていたのであれば、ある程度広範囲に広がっていったのも理解できる。時期的については、大化の改新後、おそらくは白鳳期から国司の職務が最大になる大宝律令以後とすることが可能となる。特に成人であるということが貢納の基本資格である正丁と同義であり、以上のような律令制化における地方支配や国司の責務を考えると烏帽子の広範な普及も可能性の一つとして掲出できるのではないであろうか。ただ、形状などは朝廷貴族社会の烏帽子とは多少の違いはあるかもしれない。色は官人や皇族たちの使用する漆紗冠などと同じように黒であったと推測する。

都は太政官の官僚・吏僚が多くいて、彼らの間で烏帽子はいきわたっていたと考えられる。しかし、地方はどうかといえば疑問が残る。また、国司や国府が地域の成人男性に烏帽子を支給するとして、それが滞り無く行われた、継続的に行われたとも考えにくい。やはり、絵巻は都在住の画工・絵師、依頼者らの目線であり、地方では都ほど順調に烏帽子は広がらなかったかもしれないし、成人男子の誰もが使っていないかもしれない。

三 烏帽子の材質

烏帽子が圭冠を起源とするなら、朝廷貴族社会の人々にとつてはその発生時より本来は公的な場での使用ではないことが前提の冠帽具であつたことだろう。奈良時代から平安時代の中期ころ、摂関期ころまでの烏帽子については、文献史料にはまだ見いだせないし、文献史料では朝廷貴族社会の人々以外のことはわからない。しかし平安時代末期の院政期ころになると『源氏物語絵巻』や『信貴山縁起絵巻』『伴大納言絵巻』などの、一〇世紀の末期から十一世紀の前半に制作された絵巻物以降、貴賤に関係なく描かれる説話物語や絵巻物があらわれてくるので、貴賤老若の人々にいたるまで使用の実態が散見できる。結果として烏帽子は朝廷貴族社会以外の人々にも広がつたということになる。しかし、この見方はやや問題がある。広義の朝廷貴族社会とはその支配者層と被支配者層、両方を含む。であるとすれば烏帽子が広く民衆に広まるのも当然ということになる。

朝廷貴族社会に生まれた立烏帽子を、天皇は使用せず、上皇が院御所で使用するほか、貴族たち臣下の日常生活や私的な場で冠帽具として用いられ、前述のごとく天武天皇十三年閏四月丙戌の詔で定められた規定を守り続けていく。臣下たちの烏帽子使用はこのまま幕末、大政奉還と明治政府の成立まで続く。上皇の烏帽子使用はつねに冠を使用し続ける「公人」天皇と対照的で、その立場や社会的位置づけを考えるうえで興味深い。上皇は皇族であるということが朝廷貴族社会の一員であることを示していると考えることができ。そして、朝廷や皇室としての公的な場においては冠を使うが、それ以外は位階を有する官人でもない。こうした理由から院御所において上皇をはじめとする人々は、朝廷貴族社会では公的な場で用いられることのない烏帽子・狩衣姿という服装を身につけていた。

朝廷貴族社会の烏帽子は立烏帽子を祖型として羅のような「薄物」と呼ばれる組み物の織の素材を用い、柔らかく、その柔軟性を確保しつつも張りのある状態を維持できるものが最初期の仕様であろうと言われて来た。羅とは振物（もじりもの）と呼ばれる薄手の絹織物だが、織り目に特徴があり、網目のような仕上がりととなる。わかりやすく言えば網戸のサランのように向こう側が透けて見える。布地なのに吸水性は乏しいが柔軟性があり弾性・復元性に富んでいる。織り目に弾性があるので頭にかぶる冠帽具としては個々人の頭の大きさに合わせやすいのであろう。そのわりに復元性に富んでいることから、脱いだ時にまたもとの状態に戻りやすい、ということになる。ただ、柔軟性があるので新品なら立烏帽子らしく形状を維持できるであろうが、何度か使用するとおそらくは少しずつ羅の織り方のメリットが失われ、「くたびれた」ような状態になり型崩れしていく。抛って、表面に薄く漆を塗ることで型崩れを起こさないように、長持ちするようになり、との配慮が加えられていく。また、漆を引くことで雨湿・発汗などに対する防水性が得られるだろう。しかし、こうした機能の強化を求めて漆を何度も引きすぎると硬度が増し、柔軟性は失われていったことだろう。鎌倉時代初期の朝廷貴族社会の烏帽子の仕様やかぶり方に関する記述として、中院（土御門）通方（一一八五—一二三九）による『筋抄』中巻「烏帽子」（『群書類従』第八輯「装束部」）には

宿老人薄塗。壮年厚塗。近年不論老少着薄塗。不可然事也。古人着薄塗烏帽子。（中略）如此家々曲節之外、只以不属目之様為吉也。

とある。原則として年配者は薄く塗り、壮年者は厚塗りであるとして、通方の時代はみな薄塗であることを良しとはしていない。⁷²

この時期の烏帽子は素材の関係もあり、頭部の髻が透けて見えるようなものであっただろう。遺品はないが十一世紀末から十二世紀初期ころの作とされる『源氏物語絵巻』などの随所に描かれているとおりでである⁽⁸⁾。これが撰関期、すなわち十世紀末から十一世紀初頭ころの立烏帽子だとして、これが都鄙にかかわらず庶民にまで浸透していくような安価で誰でも入手できる素材ではない。しかし、絵画史料を見ていると真つ黒で墨塗された烏帽子が十二世紀の末から十三世紀前半にかけてあらわれ、瞬く間にほぼすべての登場人物の烏帽子は墨塗となってしまう(もちろん、絵巻の製作者たちのなかで共有されている描き方の変化であることは想定しなくてはならないが)。これらの烏帽子では髻は透けて見えないし、羅でできた烏帽子とは異なる素材であったことを示唆する。ところが、近年、何箇所かの中世の遺構部分から考古遺物として烏帽子が発掘されているのである。たとえば、青森県の米山(2)遺跡からは立烏帽子が一目でそれとわかるような状態で出土した。これを木村恵理氏が子細に観察し、次のように述べている(米山(2)遺跡出土の烏帽子について)〔研究紀要〕二六、二〇二一)。

米山(2)遺跡出土の烏帽子は和紙を芯として2種類の布を重ね、顔料等を含まない漆を塗布する構造であることが明らかとなった。また、布で補修したと推測される痕跡が確認されたことは貴重である。なかなか実物のことがわからない当時の烏帽子だが、この遺物のおかげでかなり手の込んだものであることがわかる。おそらくは着用時に頭頂部の髻が見えるような薄手のものではなく、かなり真つ黒な厚手な印象であり、平安時代末期十二世紀中ごろよりも以降のものであろう。この出土遺品は地域的に見て、在地の有力層に近い人々の使用であったものではないだろうか。しかし修理痕のあったことは、使い捨てのようなものではなく、壊れたら修理して用いる、大切なものであったことも読み取れる

だろう。

烏帽子の実態のわかる貴重な遺物だが、こうした烏帽子の仕様は文献史料でも確認ができる。形状から見る限りは下限を南北朝期ころとするものではないかと推察する。前掲『飭抄』中巻「一 烏帽」の記述と米山（2）遺跡出土の烏帽子も同様の仕様が「漆塗」点で一致する。また、米山（2）遺跡出土の烏帽子は素材が羅のほか紙・布製もあったことを伝える。これは大きな成果で、それぞれの素材が単体で使われたのか、複合して使われたのか、などの可能性をともなうて烏帽子の実像を伝えてくれた。国宝『伴大納言絵巻』では天皇や貴族がかぶる冠は基本的に羅のような薄物が用いられているように髻が透けてみえるが、検非違使庁の放免たちの使用する烏帽子はわりと黒々と描かれる。身分や立場による烏帽子の素材の差異が見てとれる。同絵巻は都の人々を描いているのだが、近い作期の『伴大納言絵巻』に描かれた人々は、都の朝廷の人々も信貴山近隣の人々ともに髻が透けて見える人々が多く、微妙な違いがある。製作者の烏帽子と使用者に対する知識の反映もあると考えられるが、都の朝廷周辺の人々は羅製の烏帽子を使っていたのであろう。しかし、放免や地方の人々が高級素材であった羅であったと考えるのは難しく、ほかの素材が想定される。米山（2）遺跡出土の烏帽子が植物繊維の麻を使っている点から見ると同じ系統の素材である苧麻（ちよま／からむし）ではないであろうか。苧麻は薄く織りあげると女性の外出時や旅装でもちいる笠の縁に沿って垂下した「桌の垂衣」の桌と同義でうつつらと透ける素材であった。苧麻は人々の生活圏に自生している植物であることから比較的安価であり、これを黒く染めて烏帽子にも用いていたと考えるのは無理ない推論であると思う。苧麻に薄く漆をひくと若干の耐久力やなにより雨湿や着用者の汗などからまもる防水性を加えることができると推定する。庶民階級の人々の使用する烏帽子が使い古したように正体なく

見えるのは、素材が苧麻のようなものであったことを物語っているのではないか。⁽⁹⁾

やがて貴族の用いる烏帽子は羅のような薄物、地方の吏僚や庶民は臬や麻が前提であったのだろうが、十二世紀の末から十三世紀前半以降、絵巻物などに描かれた人々の烏帽子は貴賤の別なく墨塗一色になる。烏帽子越しに髻を透かせる描き方はしなくなっていく。貴族においては羅から、たとえば絹平絹や生絹といった絹の生地、ひいては紙のようなものが烏帽子の素材となっていたのではないであろうか。庶民においては苧麻のような植物繊維による布が烏帽子の素材であったとみられる。羅も布も（貴族も庶民も）烏帽子の補強材として漆を塗るような技術が生み出されていったのではないだろうか。

四 烏帽子使用の実際

烏帽子の材質等について言及ができたので、ここからは平安・鎌倉時代の朝廷貴族社会以外の人々（庶民層・武士）の烏帽子の使用実態をみてみる。

武士の衣服が直垂の祖型である袖細から直垂そのものへの変化が生じたのが院政期前後であり、それが折烏帽子の誕生と同期している。平安時代末期ころ、絵巻物類でいえば絵巻物でいえばもっとも古い時期の作品類『信貴山縁起絵巻』『粉河寺縁起絵巻』『伴大納言絵巻』などに袖細から直垂への変化を確認することができる。⁽¹⁰⁾ 元来、庶民の衣服であった布製の袖細直垂（以下、袖細と記す）を武士も着ていた。朝廷や貴族の警護や護衛などの目的で都に上り奉仕するようになると、朝廷や貴族から朝廷貴族社会の最下位の礼・正装であった水干姿を与えられる。これは水干を与えられた武士は朝廷貴族社会の一員となったことを示す。もとより朝廷貴族社会に属性をもつ人々の姿は盤領の襟元をもつ衣服を使用していた。水干は盤領系の衣服

の最下位ということになる。

これらの作品に描かれた烏帽子を子細に観察すると、とくに立烏帽子の上から頭頂部後方の髷を縛るような使い方が多数見られる。烏帽子ごと髷に縛り付ける、と言い換えたほうがわかりやすいかもしれない。参考図版でいえば j・k・1 である。立て烏帽子の非常に便宜的な使い方であることは明瞭だが、注目されるのはその使用者であろう。武装した者や獵師、地方富裕層の家の召使など、社会的にみれば決して高い身分ではない。すなわち庶民層の労働時の被り方と推定する。また、武装している者の使用が目立つということは、初期の武士にとって、徒歩で運動量が多い、あるいは騎乗など、激しい運動を常とするような用途なのだろう。また、武士以外なら、肉体労働や作業を常とする人々が使う烏帽子のかぶり方なのだろう。この後の時代になると一気に広がる武士の折烏帽子の起源と考えられる。

『吾妻鏡』建保元年五月二日条には、北条義時が和田義盛の謀反を鎌倉幕府三代將軍実朝に伝えようと出立する場面の描写で「起座改折烏帽子於立烏帽子。装束水干。」とある。義時は將軍実朝と面会するにあたりそれまで使っていた折烏帽子を立烏帽子にあらため、さらに鎌倉幕府では五位以上の礼・正装であった水干に着替えた。立烏帽子が日常とは異なる公性の強い場で用いる冠帽具であったことを明示し、折烏帽子が日常使用・私的な場での使用であることを示唆し、鎌倉幕府の儀礼観を知る手掛かりとなる。鎌倉幕府と朝廷の関係を知らうえて興味深い事実であり、政治史的にみてその特質を示唆すると推測する。その一方で折烏帽子を頭部から落ちないようにする烏帽子懸という方法が広まっていく。これは前代と異なり立烏帽子を数回折りたたんだ状態の折烏帽子専用の着用法といえよう。利便性を求めるうちに考案されたものなのか、それが流行のようなものになっていったのかはわからないが、かなり短期間に広がっていったものと推測する。この折烏帽子は『鳥獣人物戯画』丙巻や『粉河寺縁起絵巻』にみられるもので、前者では庶民と思しき

人物が、後者では長者の警護を務める狩装束の人物が用いている。やや立烏帽子を折りたたんでいるのでやや鋭角的・直線的な描線主体であるものの基本はやわらかな材質であった印象をうける（参考図版 m・n・o）。おそらくは後世「小結」とよぶ折烏帽子の後端を紐などにより折った状態を維持するために固定しているであろう。全体的に柔らかない烏帽子、朝廷貴族

社会でいうところの採烏帽子は被る者の頭の形状に合わせてわずかながらも伸縮して頭部から落ちにくいのである。そこで折りたたんだ状態で小結を後端に設けることで頭部へのきつさを調整すれば、髻が後端の上がった部分におさまり落ちにくくなる。立烏帽子を前掲のように烏帽子の上から髻に結びつけることで頭部から落ちることを避けようとしたわけだが、この畳むかたちの折烏帽子も同様で髻の入る部分を狭く小さくすることにより、髻をはめ込み頭から落ちにくくするための調整だろう。

しかし、立烏帽子を髻ごと結んでも、立烏帽子を畳んで折烏帽子にしても、それでも頭部から落ちてしまうような元来、立烏帽子には耳の上にくる縁の部分に顎に懸ける紐がついていた。現在でもかぶった帽子が風などで飛ばされないように顎紐がついている。顎紐の有名な例は『伴大納言絵巻』下巻の取り調べを受ける舎人のひしゃげた立烏帽子の後頭部に見えるものだろう（図2）。動き回るときは顎紐を顎の下で結び、動きの少ない通常・日常生活では立烏帽子をかぶるときに顎紐を後頭部のほうに撥ね上げていたことを示すだろう。絵巻物類をよく見ると立烏帽子の顎紐はよく目にするもので、『伴大納言絵巻』を一番古い絵画史料とすれば、鎌倉時代を通じて鎌倉時代末期にあたる十四世紀の作といわれる『前九年合戦絵巻』や、同時期の『後三年合戦絵巻』などでは武家固有の烏帽子の使用法である折烏帽子にまで確実に確認できる。しか



図2 『伴大納言絵巻』に描かれた舎人の姿。後頭部に顎紐が撥ね上げてあるのが見える。

しながらこの両絵巻の顎紐で固定する折烏帽子は、制作時期からみて「昔」の出来事をあつかっていることから、やや古様に描いている可能性もあることは留意するべきであろう。

なお、興味深いのは立烏帽子の顎紐と使用者の関係である。国宝『源氏物語絵巻』や『扇面古写経下絵』、写本ではあるものの『年中行事絵巻』などに描かれた、いわゆる高級貴族たちの立烏帽子にはこの顎紐が描かれていない。一方、上掲『伴納言絵巻』の舍人、『鳥獣人物戯画』丙・丁巻などに描かれた寺男や庶民、石工などの労働を糧としているような人々には顎紐のついた立烏帽子が描かれている。烏帽子自体が日常の装身具であり、脱げ落ちるような労働や運動をしない身分や立場の人々は烏帽子の顎紐などが必要がないのであろう。烏帽子の顎紐の有無はやがて烏帽子の使用者の身分の可視化の一端を負うことになるのではないだろうか。また、立烏帽子と髻ごと縛るような使用法の対比が武士間の差等表現として用いられ始めた時期ではないかと推測する。立烏帽子を優雅にかぶって生活できる生業の人々、髻ごと縛って忙しく駆けまわり騎馬を多用することが生業になっている人々、これらが成人男性は冠帽具をかぶらなくてはならない、露頂は恥ずかしいことだ、という社会通念を共有しているうえで、それぞれの生業に即した使用法を考えていったのだとみてよい。

立烏帽子の使用状況や立烏帽子の上から髻ごと縛るような使用法、顎紐の有無は、検出される絵巻の作品名からわかるように院政期前後のものであり、衣服の視点で見るとシンプルな袖細が袖括りや胸紐、菊綴などの水干からの移植が進み、ごく初期の質素な直垂が形成されつつあった時期が該当する。

五 平安末期～鎌倉期の武士の烏帽子

平安時代末期の院政期から鎌倉時代にかけて烏帽子の硬化は加速する感がある。

この時期、絵巻物には全体に直線的で隅はとがっているような線で描かれる折烏帽子がみられるようになる。前章で触れた『鳥獣人物戯画』丙卷、『粉河寺縁起絵巻』ででてきた柔らかそうな素材の折烏帽子の變化したものと推定される。通常用いられていた立烏帽子を細かく折りたたみ、頭部の髻にそって立烏帽子を畳み込み、烏帽子の後頭部上の山状になった部分に髻を差し込むようにかぶることで頭部よりの落下を防いでいるようだ。『鳥獣人物戯画卷』丁卷、『平治物語絵巻』、『前九年合戦絵巻』、『後三年合戦絵巻』、『男衾三郎絵詞』、『一遍聖絵』、『春日権現験記絵』、『松崎天神縁起絵巻』、『前九年合戦絵巻』、『後三年合戦絵巻』など、鎌倉時代（十三世紀頃）に入ってから以降の絵巻物などには、全体的に「硬」そうにみえる質感の烏帽子―折烏帽子―が散見する。折烏帽子の素地の硬化の表現であろう。これらの絵巻物における折烏帽子の描写の變化は平安時代と鎌倉時代のはざまの時期で生じるので、十二世紀末からが烏帽子の歴史の画期ということになる。前章で記したように朝廷貴族社会の立烏帽子の漆の塗り方が取りざたされるように、烏帽子の硬化が広がりつつあるというところであろうか。十三世紀中ごろまでは武士の姿に付随して描かれるが、鎌倉時代後期にかけて庶民にまで広がっていく。おそらくは苧麻などの布類や紙の地に黒の漆などを塗る加工がなされている。

烏帽子の硬化は、見場よく形状を維持するための補強として漆を塗り硬化していくことが基本にあるだろうが、正確なところはわからない。おそらく十一・二世紀のことだが、装束の強装束化の一端であることは間違いないだろう。強装束の出現に関しては鈴木敬三が詳しく論じているので（國學院大學神道資料室編『高

倉家装束調進控』解説 序説「一 柔装束と強装束」（学校法人國學院大學、一九八三））ここでは割愛するが、強装束とは衣服を砧で打ち、また、糊を引き、張りを持たせる調製で、院政期から鎌倉期に大流行した。下部から始まったともいわれるが確かではない。しかし『隨身庭騎絵』『中殿御会図』『藤原俊成像』『後鳥羽上皇像』『天子摂関影』『公家列影図』など、鎌倉時代初期からあらわれる似絵とよばれるスケッチのようなタッチの肖像画などから検出できる。これらの作品以後、朝廷貴族社会の人々の肖像画の衣服をみると、上半身がいかり肩で、直線をつなぎ合わせたような描線のものばかりになる。これがいわゆる強装束の衣服を身に着けている事を示しており、また、生地に張りをもたせた衣服を組み合わせた姿を強装束姿という。強装束の起源は、平安時代末期の院政期ころから鎌倉時代にかけて、朝廷貴族社会で上位・下位にかわりなく大流行し定着した衣服の調整法であった。強装束を身にまとった姿の輪郭線や衣服の皺は直線的で「硬い」印象となる。強装束が流行する以前の朝廷貴族社会の衣服はふわりと優しく人間の身体を包み込む。体躯になじみ、肩のラインがはっきり見えることから体格や骨格がわかってしまうようなやりわりとした「柔装束」と呼ばれる。この柔装束の強装束化が院政期から鎌倉時代にかけて流行したことになるだろう。衣服から冠・烏帽子に至る大流行だった。烏帽子においては漆を二・三度以上塗ることで硬化をうながし、さらにいえば烏帽子全体に光沢をもつこともあることも忘れてはならないであろう。

では、強装束はどのように武士に伝わったのであろう。武士と朝廷貴族社会（とその文化）の接点は、院政末期から鎌倉時代と限定すると内裏や朝廷の警護に詰めていた武士たち、貴族や院にやとわれていた在京武士たち、さらに忘れてならないのは平氏政権だろう。平氏政権期、平氏の人々が自らの身なりについて一方ならぬこだわりを持っていたことは、『平家物語』『禿髮』（『岩波新日本古典文学大系』）の以下の文からも推測できる。

かくて清盛公、仁安三年十一月十一日、年五十一にてやまひにをかされ、存命の爲に忽に出家入道す。
 (中略) 衣文のかきやう、烏帽子のためやうよりはじめて、何事も六波羅様といひてげれば、一天四海
 の人皆是をまなぶ。

武士でありながら貴族でもあった平氏の武士たちはそれまで布製だった直垂を絹で作ったのは紹介したが、この時に作った直垂は強装束であったのかもしれない。平氏云々は別として、武士たちが強装束の衣服の文化に触れて自らの衣服にも取り込んでいったのは間違いない。実証することはかなわないのだが、こうした装束の強装束化が烏帽子にも取り入れられたのである。ただ注意せらるべきは、冠帽具の強装束化は折烏帽子に限ったことではなく、通常の立烏帽子においても同じく強装束化が進んだことだ。

烏帽子に話を戻そう。この烏帽子が大きく変わる前兆の形式の折烏帽子が前述のごとく『粉河寺縁起絵巻』と『鳥獣人物戯画巻』丙巻に描かれている。前者は後半の利生譚に描かれた騎馬の水干に行藤・箆を負った狩装束の武士らしき人物、後者は耳引きをして遊ぶ袖細姿の大人のなかに見いだせる、鎌倉時代ほど硬化していない柔らかそうな折烏帽子がそれである。鎌倉時代以後の硬い折烏帽子では、使用者の後頭部の上方、烏帽子の後端に小さな緒の結び余りが描いている例もあり、これは室町時代以降「小結」とよばれたものである。小結は、折烏帽子の後端についている紙縫りや布帛、皮革のごく小さな紐のような部品で、烏帽子の中の髻に結び付けて落下を防ぐという。しかし、これはもう少し時代が経過した室町時代頃の理解による類推なのではないであろうか。本来は折りたたんだ状態を維持するための処置であり、これを利用して烏帽子の内側の髻に結び付けるというような使い方が生まれたのではないであろうか。筆者は鳥の子紙を2枚重ねて作ってみたことがあるのだが、折りたたんだ烏帽子はそれなりに腰があつて、素材によっては折り

目が勝手に開いて立烏帽子のかたちに戻ってしまうことがある。また、折りたためた状態に紙に癖がついていてもやはりちよつとした動きでぱたと折り目が開いて非常に使いにくく煩わしいと思った。現代ならクリップで止めればいいことだが、当時はそんな便利な道具はない。ちなみにこうした小結を入れるのは、折り目を開き立烏帽子に戻しての使用を多少なりとも想定していたのかもしれない。

ところが鎌倉時代に入ってから『吾妻鏡』一一八九（文治五年九月七日条）には梶原景時の装いについて「景時（着白直垂折烏帽子。紫革烏帽子懸）」とあり、「烏帽子懸」という言葉がみられるようになる。頭部からの脱落を防ぐために折烏帽子にひとまわし懸けまわした皮緒・紐や緒をあごの下で縛る着装法のことだが、これはより侍烏帽子をしつかりと頭部に固定し、顎紐よりは堅固な方法であっただろう。武士が騎馬で行動し、狩猟に出、あるいは合戦においてなど、活発に体躯を動かす状況に適している点からも武士の視覚指標として直垂に組み合わされて理解、認識されていたのであろう。柔軟な伸縮性を備えた折烏帽子から、硬化して柔軟性を失った折烏帽子の誕生が背景にあるのではないであろうか。硬化した折烏帽子は伸縮性が乏しいので前述の烏帽子の上から髻ごと縛る方法是不可能となり生まれてきたものなのかもしれない。『平治物語絵巻』はおよそ十三世紀前半の作といわれているが、折烏帽子ではほぼすべてにおいて顎紐が描かれ、立烏帽子では描かれない。上記の『吾妻鏡』の記事から以後の作ではあろうが、鎌倉時代初期の武士の立烏帽子（主人）と折烏帽子（従者）の使い分けが主従に基づいていることがわかる。さらに顎紐の有無については立烏帽子では描かれず、折烏帽子では描かれる。当時の武士における立烏帽子・折烏帽子の使用口分や使用上の習慣が看取できる。

いずれにしろ朝廷貴族社会を淵源とする烏帽子が武士の文化や価値観と接触し、大きく変わり始めるきっかけとなりつつあることを示していると推定する。

おわりにかえて

烏帽子の起源と貴族社会から庶民層、ひいては武士への展開をみてきた。

烏帽子は、朝廷貴族社会において成人男性であることを社会的に表示する機能があった。用途としては、天皇を除く皇・貴族たちの日常生活における冠帽具であった。その起源は白鳳期の圭冠までさかのぼると推測される。朝廷貴族社会では圭冠を日常・褻の料として認識し、それ以外の庶民層においては公・私の冠帽具として位置づけられる。とりわけ庶民層にまで烏帽子が広まった理由としては、国司を通じて国家が成人男性の員数を把握しようとしたことがあると推測される。律令国家にとって貢納や兵役の体制を維持するために成人男性を把握することは不可欠であったからだ。

朝廷貴族社会では羅を用いて漆で加工して烏帽子をつくり、庶民層、ひいては初期の武士たちはおそらく苧麻などを用いて、やはり漆で調製した烏帽子を使うようになる。やがて労働などに際して頭から脱げてしまわないことを目的とした烏帽子を髻こと結ぶ使い方が生まれる。この烏帽子は古記録や儀式書などでは「烏帽子」とだけ表記されるが、これが「立烏帽子」と表記されるようになったとき、烏帽子を畳んでさらに頭部から落ちにくくした「折烏帽子」が誕生し、かなり広範に普及したことを示している。

鎌倉時代末期になると武士の烏帽子のかぶり方に変化が生じる。烏帽子を頭部の後端に寄せ、額を見せるようになってくる。興味深いのはそれが折烏帽子のみならず立烏帽子でも同じく検出されるもので、早いところでは『男衾三郎絵詞』、やがて『蒙古襲来絵詞』(『竹崎季長絵巻』)、『一遍聖絵』(『一遍上人絵伝』)などでは顕著である(図3)。特に『男衾三郎絵詞』では主人公の武士、男衾三郎・吉見次郎兄弟、そして京都からくだったってきた貴族である国司は身なり全体に明確な性格付けが反映していて、烏帽子を頭部後端に寄

せて被ることが、武士における都の流行のようなものの存在を示唆している。これらは南北朝―室町期にかけて出現する小ぶりの俎板烏帽子といわれるものの特異なかぶり方の予兆ともいえる。武士が独自に烏帽子を変えたしたのは、検討に時間を必要とするが指摘しておく。

平安時代末期、歴史に姿を現した武士たちはこの折烏帽子を用いることが専らとなるが、立烏帽子も併せて使用し、ここに武士の儀礼観の萌芽を読み取ることができる。鎌倉幕府が開かれた時、将軍や御家人たちが烏帽子の文化をさらに発展させていくことになるが、紙幅に限りがあり、小稿ではここでいったん筆を擱く。鎌倉幕府成立後の武士による烏帽子という冠帽具の文化の創出については稿を改めて述べたい。

注

(1) 拙稿「直垂とはなにか―武家服制の原点再考―」（『服制と儀式の有職故実』吉川弘文館、二〇〇八）

(2) 日常的に広範に利用された物品類は消費されてしまい、現品はまず現代に伝えられない。烏帽子はその筆頭といえる。そういう物品ほど過去の人々には日常生活の当たり前にあるもの過ぎて文字資料として記録にも残りにくい。実証主義史学とはいいいながら、史料の残存状態や研究対象によって公表がかなわない推論を専らとする研究も多い。特に有職故実や風俗史ではこうなることが多く、論文等という学際的な形式での報告をためらい発表しにくい。しかし、それでは研究は進まない。批判はあるが小論ではあえて推論を全面に押し出した。



図3 14世紀の『一遍聖絵』（一遍上人絵伝）に描かれた武士。折烏帽子が非常に鋭角的で直線形で表現され、仕様の硬化を表現する。

- (3) 小田雄三「烏帽子小考」(二三四～二四一頁『近世風俗図譜』第十二巻 小学館、一九八三)
- (4) 黒田日出男「境界の中世 象徴の中世」一八五～二六頁(東京大学出版会、一九八六)
- (5) 「新訂増補国史大系」
- (6) ここでいう「有欄」「無欄」の服とは、奈良朝以降に朝廷貴族社会の人々の公服にみられる丸い襟「盤領」の服を指すと考えたいが、高松塚古墳壁画に描かれた男女像に見られるような、一見、現代の和服の襟元のように見える「垂領」(「方領」とも)に似たものであった可能性の方が高い。推古朝の終わりころに作られたといわれる中宮寺天寿国繡帳などの人物の襟元は完全な盤領で裾に欄が付属している。これこそ「欄衣」と呼ぶべきものであろう。しかしおそらくは服制として日本に入ってきたわけではなさそう、それ故に形状や着方に当時の朝廷流の理解が加えられ、また皮膚感覚としての着心地やあつかいやすさなどが加わった結果だろう。それゆえにこれが白鳳期には盤領の垂領化した襟元であったがゆえに「並衣服者有欄・無欄」と表記したのかもしれない。
- (7) 烏帽子のかぶり方についての記述は、おそらく日常・褻の料であることから、家々で異なるとしながら、烏帽子の縁が目にかからぬ程度に用いることが吉例とする。ここで重要だと思うのは、家々で様々な使用の習慣があり、それでも最低限守らなければならないのは目が隠れてはならない、というような記述であることは、朝廷貴族社会の誰もが守らなくてはならない規則めいたかぶり方・使用法は揺らぎが許容されていたことを示している。さらに、各家のルールがあったことなど、烏帽子の使用は朝廷貴族社会において多様性が容認されていたということだ。立烏帽子はこうかぶらなくてはならない、というようなものは無かったことになる。
- (8) 『源氏物語』は原作である物語が撰関期であり、制作時期よりも少し前の風俗で描き、古様に見せていることに注意を要する。
- (9) 永原慶二「苧麻・絹・木綿の社会史」(吉川弘文館、二〇〇四)は古代から中世期の庶民や武士たちが使っていた衣料素材の苧麻などの植物繊維による布について多くの示唆を与えてくれる。重要なのは絹による生地との使用口分、当時の人々の考え方を推測するに足る様々な見解を掲出している。筆者に直垂に関する興味・関心は本書がなければあり得なかった。

(10) 注(1)参照。

(二〇二三年十二月二十四日受理、二〇二三年一月十一日採択)



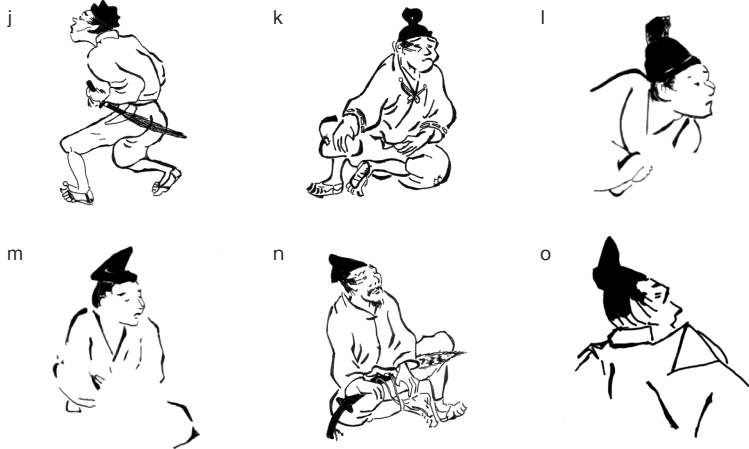
a-c：国宝『源氏物語延期』に描かれた立烏帽子：a光源氏（「末摘花」）b惟光（同左）c光源氏（「御法」）

a、cの光は高級貴族、bの惟光はその従者であり顔の描き方、烏帽子の描き方に格差がある。高級貴族の立烏帽子とその従者では愛用する立烏帽子にも格差があった。



d-i：立烏帽子の描かれ方：d『扇面古写経下絵』e『伴大納言絵巻』f『病草紙』g『扇面古写経下絵』h『粉河寺縁起絵巻』i『伴大納言絵巻』

d・e・f・g・iは恐らく都在住の人々で身分は低い。hは地方の獵師。やはり都の人々の立烏帽子はかなり体裁よく描かれるが、地方の獵師クラスはかなりくたびれた感の立烏帽子で描かれる。人々の地域的屬性がこうした描かれ方で表現されるが意外に現実であったのかもしれない。



j-o: 11世紀末～12世紀ころの絵巻物に見られる折烏帽子の原型と推定される烏帽子の使用法。立烏帽子を普通にかぶり、髻ごと烏帽子の上から縛るなどして固定している。おそらく貴族層も徒歩の参詣や騎馬などの際は同じ烏帽子のかぶり方をしたと推測される。

m～oはj～lとは異なり後の折烏帽子に近づいた折りたたむ使い方。鎌倉時代に比べて柔らかい材質感を表現している。

J: 『伴大納言絵詞』 k/n/o: 『粉河寺縁起絵巻』 l/m: 『鳥獣人物戯画卷』



p-r: 『男衾三郎絵詞』の男性像: p (男衾查部領)・q (吉見二郎) はともに地方武士。rは京から来た国司で貴族。

pは典型的な鎌倉武士、qは京にあこがれ、室内から身なりまで都風。rは京から来た国司。立烏帽子の形状が個々の志向を示している。なかでもqrは同じ立烏帽子ながらqは頭部の後ろ寄りにかぶり、rは通常のかぶり方。都鄙の違いを示すが、やがて武士の主流となる烏帽子のかぶり方はqに近く、地方武士のかぶり方をしめしているのであろうか。